

世田谷区立青少年交流センター条例の一部を改正する条例について

(付議の要旨)

平成31年2月に(仮称)希望丘複合施設内に世田谷区立希望丘青少年交流センターを設置することに伴い、世田谷区立青少年交流センター条例の一部を改正する。

1 主旨

世田谷区立希望丘青少年交流センターについては、区内全域を対象に、様々な立場の若者が利用しやすく、かつ地域社会全体で若者を見守り支えるための拠点としての役割を担うことができるよう、「(仮称)希望丘青少年交流センター運営のあり方検討委員会」で運営のあり方(基本方針やコンセプト、体制等)を検討し、同委員会を開設準備に向けて発展させた「運営準備委員会(若者、地域)」において、開設に向けた具体的な準備に取り組んできた。

このたび、平成31年2月に(仮称)希望丘複合施設内に世田谷区立希望丘青少年交流センターを設置することに伴い、世田谷区立青少年交流センター条例の一部を改正する条例を、平成30年第3回区議会定例会へ提案する。

2 改正の概要

(1) 名称及び位置

名称 世田谷区立希望丘青少年交流センター

位置 東京都世田谷区船橋六丁目25番1号

((仮称)希望丘複合施設 複合施設棟3階 概要は、別紙1参照)

(2) 開館日等

開館日 毎月の第3火曜日及び12月29日から翌年1月3日までを除く日

開館時間 午前9時から午後10時まで

(3) 施設内容 下表のとおり 施設の配置は、別紙2参照

名称	広さ	主な用途
多目的ホール	131 m ²	青少年が自由にダンスや音楽、演劇、軽運動(卓球・バドミントン)を楽しむ部屋で、団体の発表の場としても利用可。
音楽スタジオ(大)	大 18 m ²	青少年が楽器の練習や演奏を行う部屋(一人でも、バンドでも使用可)。
音楽スタジオ(小)	小 15 m ²	
調理室	38 m ²	青少年が団体の調理や手芸、工作を楽しむ部屋。
多目的スペース	195 m ²	青少年の居場所として、様々な目的で使用できるスペース。
学習室	60 m ²	青少年が自習できる部屋。
交流スペース	98 m ²	青少年を中心とした様々な世代が出会い、自然に交流できるスペース。併設するカフェキッチンでは就労が体験できる取組みを行う予定。

(4) 施設の使用

基本的な考え方

- ・ 青少年や青少年団体が優先的に使用できるものとする。
- ・ 青少年以外の個人及びけやきネットに利用者登録した団体も、施設の使用状況に余裕があると認められるときは、使用することができるものとする。

施設を使用できる者及び使用料

使用できる者	使用料
青少年（おおむね 30 歳以下の個人）	無料
青少年以外の個人	
青少年団体（青少年の団体又は青少年の健全な育成を目的とする団体であって、構成員の総数が 5 人以上のもの）	
公共的団体等（区、他の地方公共団体又は公共的団体）	
登録団体（けやきネットに利用者登録をした団体）	行政財産使用料条例に基づく使用料

施設使用の取扱い

- ・ 多目的ホール、多目的スペース、学習室及び交流スペースは、青少年、青少年以外の個人が使用することができる。ただし、多目的ホールについては、青少年の使用を妨げない時間帯に限り、団体が占有して使用することができる。
- ・ 音楽スタジオ（大）（小）は、青少年の使用を妨げない時間帯に限り、登録団体も使用することができる。
- ・ 調理室は、施設の用途から、団体で使用するものとする。

(5) 使用手続き

- ・ 青少年の使用状況の把握や、施設管理の必要上等から、施設を使用する青少年はあらかじめ利用者登録を行う（入館登録証を発行）。
- ・ 団体は、事前に所定の様式で申請し、使用する。

3 新旧対照表

別紙 3 のとおり

4 施行予定日

規則で定める日

5 今後のスケジュール（予定）

平成 30 年 9 月 福祉保健常任委員会（条例改正）

第 3 回区議会定例会（条例改正）

平成 31 年 2 月 開設